

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年7月10日

大分県知事 佐藤 樹一郎

## 1 指名競争入札に付する事項

### (1) 借入物品及び数量

POSシステム機器等一式

### (2) 納入期限

令和8年9月30日(水)

### (3) 納入場所

大分農業文化公園

### (4) 借入期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで(60か月)の長期継続契約とする。

## 2 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(小分類リース・賃貸借、細分類ファイナンスリースとしての業種登録)を取得した者であること。
- (3) この公告の日から下記11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (5) 納入しようとする物品の機能等証明書(別添)などを令和8年7月23日(木曜日)午後5時までに大分県農林水産部地域農業振興課地域連携・世界農業遺産推進班へ提出し、審査を受け、承認を得た者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

**なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。**

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県農林水産部地域農業振興課地域連携・世界農業遺産推進班  
大分県大分市府内町3丁目1番1号

電話番号(直通) 097-506-3582

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページおよび大分県物品等電子入札システム(以下「物品等電子入札システムという。))に令和8年7月23日(木曜日)まで掲載することにより契約条項を示す。

5 物品等電子入札システムの利用

本案件は、物品等電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか「大分県物品等電子入札システム運用基準」による

6 物品等電子入札システムおよび契約の手続において使用する言語および通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

7 物品等電子入札システムによる入札参加申請期限

令和8年7月17日(金曜日)午後5時00分まで

8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和8年7月30日(木曜日)午後5時00分まで

9 物品等電子入札システムによる開札予定日時

令和8年7月31日(金曜日)午前10時00分

10 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入札期限、開札日時および最低入札価格を物品等電子入札システムにより通知する。

#### 11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第 20 条第 3 項第 2 号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

#### 12 契約保証金に関する事項

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に大分県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去 2 年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 13 入札の無効に関する事項

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は 2 回までとし、再入札の結果、落札者が決定しない場合は、手続を改めることとする。

#### 15 特約事項

この入札に係る契約は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約である。そのため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除となる。